

# 神奈川県における看護教育のあり方検討会

## 第8回会議 記録

日時：平成24年9月21日（金）

15：00～17：00

場所：神奈川県自治会館 8F

旧トレーニング室

開会

議事

### 1 神奈川県における看護教育のあり方検討会 第二次報告（案）について

（委員長）

では議事に入らせていただきます。

議事の1 神奈川県における看護教育のあり方検討会第2次報告書案について、今日はまとめることになっておりますので、この会議の時間をいただきまして、報告案をまとめていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それではこの案について、事務局の方からご説明をお願いいたします。

（事務局より第二次報告案について説明）

（委員長）

ご説明いただきました第2次報告案につきまして、今日のまとめに向けて、ご意見、追加すべきアイデアや、ご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

（委員意見）

1 番目から、よろしいですか。

移行の問題ですけれども、ここで前回の教育現場の方々のご意見を踏まえた、実態が書かれているのだろうと思うんですけれども、ここでは川崎市医師会、相模原准看護学院と、それから、小田原医師会からの評価を分けて書いたんですね。つまり要望があったかなかったか、という表現で、この2グループに分けているわけなんですけれども。このところが、後々非常に大きな影響を及ぼす可能性があるんで、この記載については十分吟味したほうがいいんじゃないかと私思っているんです。

そして前段の2つの養成校の方々も単純に書けば要望は出ないという記載になるのか

もしれないんですけども、文書をもって説明された中身をよくよく読めば、区切られた短い期間で、移行するというようなことについては非常に困難が大きいということを前提にして、書かれているものだと僕は思うんですね。

それともう一つ大事なことは看護師不足の中で、早急な停止はすべきでない、移行策の中身もわからない中で、というふうなことだと思えます。

ですから、その脈絡を、しっかりやはり書かないと、支援は全く要望してないのだという単純な、受けとめになってしまって、どこかで一人歩きしてそれを持ち出して発言する方もおられる可能性もあるので、もうすでにされていることかもしれないんですけども、ここは非常に慎重にしてもらいたい。

それからもう一つですね、小田原医師会からの記載について、要望という言葉がどこかにあったんでしょうか。つまり、前回出された資料の中には課題という表現はありましたけれども、要望という言葉は一言も見当たらない。ですから前回の会議で、出された資料以外に小田原の医師会から何らかの要望書が上がっているのでしょうか。

それをちょっとお伺いしたいのです。

(委員長)

この表現につきましては、これは前回のヒアリングを行った結果ということですよ。この表現は、8月末までの県に対する移行に関する計画のご意見を伺ったことは検討会とは直接関係はないので、そのことではなく、前回のお三方のご発言のことを指していると思ってよろしいのでしょうか。

(事務局)

はい。

(委員長)

原案ではそういうことになります。

(委員意見)

こんなに意見要望を聞いた、この委員会でも聞いたという意味ではないんですか。

(委員長)

ヒアリングを行って、移行のための支援策についてのご意見要望というのは、検討会に対する要望とは限らなかったわけですね、この前のご発言の内容は、県に対するご要望も述べられていたので、検討会の場で、ご意見を述べられたということだと思いますが、この表現が不適切ということですか。どのように修正したらいいと、お思いでいらっしゃいますか。

(委員意見)

ここのところ私も不適切だと思うんですね。

で、要望というふうに、この要望に書かれていない、というようなことを言われているけれども、川崎もそれから相模原も、移行するというのは非常に困難だということを書いている、もし知事に出した要望書とこの間の、ここでのヒアリングは非常に違うんだとすれば、そちらがどう解釈されてもいいんですが、知事に出された要望書とヒアリングがそんなに、違わないと解釈すれば、川崎ははっきりと、この知事に出した要望書でも、もし転換する場合はという仮定があって、その仮定にこれこれこれこれのことがあり、あるいは、ソフトランディングも必要なのではないかということで、これは要望ではないのでしょうか。単に、補助金を切らないでくれというようなことを言うだけではないと思います。それから相模原も同じです。やはり、もし准看の学校やめるとすれば、こういうふうなことという要望がきちんと出されていると思います。

(委員長)

そこは、県に 8 月末に出されたものはこの際ちょっと別にしておきまして検討会では。

(委員意見)

別だとすると、全く違うヒアリングの言葉が出てきたんですか。前回私は見ていましたから。

(委員長)

ヒアリングでは何をお聞きしたかということ、養成等の現状についてお話を聞きたいと会議録に残っていますよね。

(委員意見)

現状をお話しいただいたってという認識だと思うんですけども。そういうことでよろしいのでしょうか。

(委員意見)

そのお答えをここでなされた時に、この要望に、この文書が出てこれに沿ってお答えになってましたね。

(委員長)

だからそのやりとりの過程で答えていただいた、ということですね。

(委員意見)

委員長が言っていることはこの文章に書いてあること通りなんですよ。つまり、目の前で、ここで発言された内容はこの文書の中身だったと。ですから、単純に要望がないという風な表現をしてしまうということは、いけないのではないかと。条件が悪いから要望という形では出なかったわけです。

(委員長)

質疑の過程で要望の形で出てきたご意見はあったと思いますが、基本的には現状をお聞きしたわけです。

(委員意見)

それではここでは要望があった無いの記載は、どういう意味合いを持ってくるんでしょうか。ここに書くこと自体が意味がないということになってしまいますね。

(委員長)

いかがでしょうか、その辺の整理につきましては。

(事務局)

基本的に准看護師養成から、看護師養成へ移行していただくということの中の第1次報告と、いうことを受けておりますので、それを移行するにあたって、どういうふうなお考えをお持ちなのか、お聞かせいただきたいということの中で、ちょっと今、相手方にお送りした文書をちょっと今探しておりますけれども、基本的にはそのようなことで来ていただいたというふうに思っております。お越しいただいてご意見を述べられたというふうに思っております。

(委員長)

要望も兼ねてという。

(事務局)

その中には要望もあろうかというふうに思いますけれども、先ほど私どもは実際にそのお持ちしてお願いした時にも何かそういったところでの要望等があればですね、お話いただきたいということ、申し上げさせていただきました。

この場で仰っていただければということで申し上げましたけれども、今文書を確認しておりますので。

(委員意見)

委員長、なぜここを大事にとらえるかと申しますと、1 ページめくっていただいて 2 ページになるんですが、看護師課程の増員が今後見込まれるという記載が出てくるわけですけれども、300 人増える、そこに准看が含まれているのか含まれていないのか、後でお聞きしますけれども、その 2 段目あたりに「このため、准看護師養成が停止されても」というような文書が入ってくるんです。2 ページの両括弧 1 のアの 3 段目ですね。そこに、准看護師養成が停止されても、看護師看護職員の養成数は減少することはないんだという記載が入ってきますので、ややもするとですよ、准看護師が停止されても構わないんだという議論になりかねないわけですね。

(委員長)

構わないかどうかは別としてですね、仮定の話ですよ。

(委員意見)

それはですね、何故かと申しますと、移行を支援して停止するという脈絡で我々議論してますよね。

(委員長)

そこがずっと、意見が両方あるところですが、移行支援が無い場合は認めないという立場はこの検討会では取らないわけですよ。取れないわけですよ。第 1 次報告で検討会はあり方を決めたので、第 1 次報告でこれに向けてどう実現するかという議論はここでさせていただきます。

(委員意見)

それでは初めの記載のところに戻りますが、3 段目のところで、准看護師課程から、看護師課程の移行のための支援策を講じることを前提として、准看護師養成は早期に停止すべきという方向で意見が一致して、今度はその支援策を議論していると、こういう脈絡じゃないですか。

(委員長)

そうですね。

(委員意見)

ですから、2 ページで、准看護師養成が停止されてもという記載が前面に出てきちゃうと、ちょっと矛盾が生じてきちゃうんじゃないかと、いうふうに思うんです。つまり 300 人増えるから准看護師養成が停止されて、移行されなくても大丈夫だよという脈絡でお話をする方が出てくるわけです。

(委員長)

この、2 ページの方はやはり、その停止を仮にした場合でも、数の上ではという、文脈だと思いますね。そのように読めると思いますが、この初めの方にはですね、この文章は移行のための支援策を講じるということを前提として、踏まえて、講じることを考慮した上で、そのぐらいの、ここでは、合意だったと私は認識しております。これがなければ移行を早期に停止はしないという御意見は、お一人お二人ありましたが、全体のここの検討会ではそういう強い縛りではなかったというふうに理解をしております。それで先生方、他の委員の先生方いかがですか。

ただ、支援策を講じることは必要だと、それについては真剣に時間をかけて議論してきたわけですが、これをどう実現するかはそれこそ政策に関わる方の責任でやっていたとというのが検討会の立場かと思えます。

(委員意見)

ですから、私はそこまで言っていません。この文章の中の脈絡がいいのか、ということです。

(委員長)

そうすると、前提としてというのを少し緩めるという表現でよろしいでしょうか。

(委員意見)

緩めることはならないんじゃないですか。1次報告でそう表現されてますよ。

(委員長)

そうなってますね。ただ、今申し上げましたように前提としてっていう表現はすでに書いてあるとしてもですね、その表現は、先ほど申し上げたような意味合いであったと思いますが、他の先生方少しご意見をいただけますでしょうか。今の意見についていかがでしょうか。

(委員意見)

1 ページのところですか。

今のご発言も、気持ちとしてはちょっとわかるんですけども、意見要望を聞いたと言って、要望はあった要望は無かったっていうのが書いてあるんですけど、意見が書いてないんですね。だから要するに、意見と要望を聞いてるんですけども、要望を受けたか受けなかったかだけを記載しちゃうから、何かこう、突出して、要望があったかなかったかが強調されちゃう。もし書くのであれば、移行しにくいとか、やりにくいとい

う意見もあったわけですから、そういうもの併記した上でならばわかるんですけど。何か、書き方がちょっと、極端すぎるのかなという印象を受けています。

(委員意見)

この委員会ですね、記載記録がとても外で重要な、基礎になるんですね。もうすでに事態が動いてるんですよ。

(委員意見)

だから、ここでその要望があったなかっただけを書かれるというのは、一人歩きしてしまっている。その要望がなかった背景が何なのかということは、意見で出てましたよね。やっぱりいろんな、構造的に移行できない、課題があると。そういう課題があったのでその課題は表記した上で、まとめればいいんじゃないですか。それをしないから、要望があったなかっただけにすごく集約された文章になっている。その辺ちょっともうちょっと……。

(委員意見)

支援策を要望しないなら、いらないんですね、補助金切りますんで廃止ですと、みんなそういうふうに理解しますよ。

(委員意見)

ただ、言ってることは、移行できるようなその構造的にも問題があるとかという意見があった。それが背景になってますからね、その意見をやっぱり併記しておかないと、フェアじゃないと。

(委員長)

そうですね。この移行に関わる現状とその困難さというか、そこを少し入れていただいて、それが主なヒアリングの内容だったと思いますので、存続させたいっていうような要望前の会議記録を読みますとありますので、そこを少し入れていただくというようなことで、よろしいでしょうか。

(委員意見)

それで一方で、小田原の医師会からの記載だけで要望を書き込むのはやめてもらいたい。これは課題として出てますのでね。で、穿った見方をするとですね、小田原地区では、国からの補助金が医療再生のための基金が利用できるっていうバックグラウンドがあるわけですね。それを今県が止めてるわけです、この問題で。ですから、小田原だけは、その担保があるからやりやすいからやる。他の二つはお金がかかるからやらない、

こういうふうな切り分けをされるという可能性がありますので、この記載は非常に厳密を要する記載だと私は思います。

(委員長)

他に、委員の先生方、今の件について何かご意見がありましたらどうぞ。

小田原の先生からはかなり具体的に移行する場合に何が必要かというような項目を 8 項目ほど挙げられていましたが。

(事務局)

小田原の前の意見を述べていただいた際の資料の中には確かに要望という言葉は出ておりません。今日お配りしました前回第 7 回の議事録なんですけれども、小田原の医師会の意見陳述の部分が、まだ議事録の確認内容いただけれておりませんので、そちらの確認をさせていただいた上で、整理をさせていただければと存じます。

(委員長)

現状と課題と、その要望って言ってもいろんな要望の内容が、お三方あるかと思いますがそれをならすような形で、小田原の方の確認を行ってここで書くということでしょうか。

(委員意見)

一番厳密なのは、文章で出ている要望に沿って記載すれば間違いはないと思いますね。

(委員長)

文章というのは、個々にお持ちになったものを。

(委員意見)

お持ちになって、そこから述べられていましたから。

(委員長)

これとそのあとのやりとりが少しございましたね。かなり時間をかけたやりとりがここにあったかと思いますが、その辺もう少し拾ってみて、ここは表現を考慮して、書くということにいたしましょうか。それでよろしいですか。

(委員意見)

最初のタイトルのつけ方にも課題があると思います。もしこの 7 月から 9 月の 3 回に渡るここでの検討会の内容から 2 次報告を出すんだとっていますので。この間の議事



録を見ますと、養成の現状等についてお話をいただきたいということで、そこに 8 月末に出された、要望書を資料としてお話をされて、またこの委員とのやり取りがあったわけですね。なので、それをどこまでこの報告書に載せるかということがあるかと思うんですが。やはり 3 つの学校の方たちの話で、今まで大きな不安はやはりお話を取り上げていただけないとか理解を示されないとか、いろいろ出ていたので、とりあえず現状等についてを簡潔に、こういう報告があったっていうのは載せたほうがいいのかなくて、この 3 回の検討会の結果からは、それを踏まえてこの検討会としては・・・。ということを出していかないと、出された方は何だったのかなと思うんですけど。

(委員長)

これからの移行の支援策を考える上での、ここは基本にもなるところでもあるので、現状とその移行の困難さを述べられた点を、中心にまとめていただくと。要望についてもいろいろな表現がありましたので、移行支援に関わるような要望で発言されたものについては、取り上げて書くということで、これは 2 次報告書ですので、あまりここを細かく分ける必要はないんじゃないかと思いますので、共通の課題要望というのがあるかと思いますので、まとめた形で書いていただくといいかでしょうか。ではそれで、よろしく願いいたします。

その他のところについては、いかがでしょうか。

2 番目は、就業看護師数の増加ということが、第一次報告書にもありましたので、これについて、1、2、3、4、5 と 5 項目まとめていただいてありまして、1 番が養成の増加、2 番が働きながら資格の取得、3 番が准看護師から看護師への進学課程、資格取得の支援で、4 番目が就業中の看護師の離職防止、5 番目が潜在看護師の再就業支援、ということですが、今までここで話し合われたことを、整理していただいて、原稿になっていると思います、いかがでしょうか。

(委員意見)

はい、2 ページの、先ほどの両括弧 1 のアですけれども。このための後の記載で、准看護師養成が停止されても、看護職員の養成数が減少することはないという記載は、私は不要ではないかと思います。何のためにこれを書くのかつまり、前提として准看護師養成を看護師養成に切り替えることを前提にして、少しでも 1 人でも 2 人でも増やしていかなきゃいけないという姿勢を持っているならば、准看護師養成がなくなる、つまり移行しなくてもいいような、状況になってしまう学校が出てくるということは、やはり望ましくないことだと私は思うので、この記載は必要でしょうか。

(委員長)

はい、ありがとうございます。今のご意見について、他の委員の方々のご意見はいか

がでしょうか。

(委員意見)

そうするとその前のところですね、2 ページの民間ベースで 300 人の定員増、これ 25 年から 27 年までの間に増えてくるっていうことになってくると、そうすると、准看護師は減らすことが 160 人でしたかしら、前の計算だと。それが、160、年間減っていく、26 年に停止すれば減っていくわけですから、この 27 年に出ても減ったという事実は変わらないわけですよ。27 年の間に、とこうなってますけど 27 年、3 年前という 24 年、もう学校が出て卒業生が出て、どんどん出ていってる、ということならば、これでもかまわないですけれども、まだ出てないですよ。

(委員長)

養成機関の入学ベースの定員という意味ですね。

(委員意見)

そうですね、入学では、卒業しなければ、職場には出ないわけですから。継続しているものはもう、160 人は出るわけですね。だからこういう書き方だと、300 人も増えるの？という感じで。

(委員長)

そこに 2、3 年の時間のずれがあるのではないかというご意見も確かに以前にいただいておりますが、入学定員ベースでということを書いておけば、ここは総卒の養成数が全体でどうなっていくのかという、見通しの記述ですので、入学時開設定員増というのは、1 学年の定員増が見込まれるということで、一言書き添えていただければいかがでしょうか。

(委員意見)

そうですね、そういうふうにならないと、これが正確でないと。先ほど委員も仰られたように、これが土台になって外に出て行くわけですから。

(委員長)

何かこれについて、御意見ありますか。それでよろしいですか。入学時というのは、当たり前といえば当たり前だとは思いますが。

(委員意見)

当たり前でも当たり前を書いていただかないと、違う解釈をする方だってあります。

(委員長)

いかがでしょうか。入学時の定員で、300人増。

入学定員増が見込まれるということですね。

(委員意見)

「准看護師養成が停止されても」を、削っても、文章は通じますよね。

(委員意見)

そうです。

(委員長)

この辺はいかがでしょうか。

この検討会としての表現ですので、これを取ってしまってもいいかどうか。

(委員意見)

それが誤解を生むと困るから言ってるのです。先ほどの要望とも繋がりますけれども、准看護師さんの養成が看護師さんの養成へ行くんだということを前提に議論しているとすれば、そうならなかったところが潰れてもいいんだということにとらえられかねないから、ここは、この「停止されても」というところだけは削ってもいいんじゃないですか。300人新規入学生が増えるということを言ってるのであれば、そのために看護職員の養成が減少することはないと、いうふうに言えばいいだけのことであって。准看護師さんの学校がなくなっちゃう、看護師養成に至らずになくなってしまうなんてことは誤解されないようにした方がいい。

(委員長)

いかがでしょうか、委員の方々、もしご意見があれば、いかがですか。

これは准看護師養成を停止しようという提案をしたのでそれを踏まえて停止しても、じゃ全体が足りなければ困るじゃないかという総看護職員数が減るんじゃないかというご意見がずっとあり、それに対する答えの意味で、このような記載になっていると思うんですね。これを取ってしまうと、何か、ふにゃふにゃという感じにもなるかなと思います、いかがでしょうか。

(委員意見)

それは多分イにも繋がってくることで論旨が合わなくなってくるので。もし言葉の使い方というところであれば、例えば、イに書いてあるように准看護師養成から、「看護

師養成の移行が何々した場合には」とか何か。

(委員長)

移行しなくても、みたいな表現になってしまいそうですね。

(委員意見)

いえ、するという前提で、どうしていったら良いかということでやってきていて、確かに、この准看護師養成が停止されても、という言い方は、誤解を招くので、ここの意見とかあくまでも移行していくにあたってという言葉の使い方を、統一したらどうかなと思ったのですが。検討したあと、展開できなくなっていっちゃいますよね。

(委員意見)

すいません、もう一個いいですか。

(委員長)

はい。今の件に関してですか。

(委員意見)

いえ、違います。

(委員長)

では、ちょっと今の意見を決めてしまった方が良いかと思いますが。他の委員の方は、いかがでしょうか。

(委員意見)

私、これってすごく重要だと思うんですよ。この検討会で絞ったのはここですよ。准看護師の養成をどうするかということで、始まりましたよね。途中から。ここに的を絞って、数が足りないから続けなければならないという意見もありましたよね。だから、私はこのままでいいんじゃないかというふうに思うんですよ。要するに神奈川県で働く看護職員の数が足りないので准看護師の養成をしていかないと、という話になったので、新しい看護学校も出てくるといことでこの数字が出てきて、もしこれが移行できなくても（養成数は増える）という話になったというふうに思っております。だからこれは私このまま残すべきだというふうに思っております。ここに絞ってやったわけですから、これってとっても重要じゃないかなと思うんです。あとこれをいろんな方達が、いろんな解釈されるというのも、もうこれはね防ぎようがないことで私はこれをずっと今まで時間かけてやってきたことですから、これは残していただきたいなというふうに思っ

ます。

(委員意見)

ちょっとよろしいですか、質問がありますが。

准看護師養成が、できなくなって移行できなくて、養成ができなくなってもよいという前提で話が進んでるんですか、この委員会は。

(委員意見)

いえ、あのそこそういうふうに言われるとあれなんです。

(委員意見)

そこがポイントなんです。

(委員意見)

要するにこの前の川崎の方からもお話が出ましたように、その運営上の問題とかいろいろ出てきてきましたけど、それはあの前回からそういう私たちは准看の教育の方たちからのお話をお聞きしたわけで、これのその何ですかね最初から私たちは何回も議論重ねてきて、じゃあこの教育のあり方検討会としては、移行してもらいたいけど、移行できない場合がある、あるいは横浜市医師会なんかは、わりとこの始まる前にレギュラーに切り換えたわけですね。それで、そこでその養成が済むまでは人数落ちるけど 160 人という准看護師さんを、それが足りないんだったら神奈川県医療崩壊とかいろいろなお話が出てきて、でもこの 300 人ぐらいの学校ができますよっていう報告だったというふう

に受け取っております。  
私はこれをやって、私たちとしてはこのことで絞ったわけですからこれはやっぱり、大事なところじゃないかなというふうに思っております。

(委員意見)

「ものの」なんて書くから、かえってすっきりしないわけで、「減少することはない」で、いっぺん切っちゃって。

(委員意見)

それとはちょっと違うと思いますよ。停止されても、というところが問題なんです。  
つまりこの停止されて、消失してしまっただけで困るわけですね。神奈川県にとって困るわけですね。ですから、移行してもらわないと困るわけですね。そうですね。ですから、ここの表現は正確に、書かないか、書かなきゃいけないか、あるいは削るかした方が、私としては正しいあり方ではないか。

(委員長)

これは准看護師養成が神奈川県内において、この検討会としてはですね将来停止された場合であってのもっていう意味ですよ。

(委員意見)

そう捉えたいわけですね。

(委員長)

そのように書いたらどうでしょうか。

(委員意見)

ですから、移行を前提にして、消失するならば。それは僕はいいと思うんです。

(委員長)

まず、私たちは停止をしようと、したいと。養成を神奈川県においては、停止していきこうということが一次報告の一番基本のところなので。

(委員意見)

移行を前提にしてですね。

(委員長)

まあこの文書のとおりですね、移行を前提にして。ですが停止された場合であっても、養成数が減少することはないんですよ。増える方向にあるということですよ。

(委員意見)

それはね、その他の新規の学校が増えるから、計算上はそうなるかもしれないですね。まあ、後々いろいろ議論がありますけれども。ただ、ここで大事なのは、移行されずに消失してしまつて良しとすることは、あつてはならないと私は言いたい、立場としてね。持ってないといけないんじゃないかと思うんです基本。初めのところに書いてありますもの。

(委員長)

移行を停止するかどうかを決めるのはそれぞれの養成機関のご判断であつて最終的には、私たちが移行すべきだとかすべきでないとかつていうことではないと思うんですね。

(委員意見)

ところがこの委員会の結論が、文章が様々なところで利用されて政策ができてくるわけですね。その中で、この文章を、間違っただけで読むとですよ。支援の要望がなくて、移行できなかった。そして、消滅した。それでも総数は増えるからいいんだという脈絡で政策が動いてくる可能性があるわけです。そうすると、今准看護師であろうと、神奈川県下の看護師の総数に貢献してるわけですから。ですから、そういう趣旨からすればですよ。看護師数を少しでも増やすということが、大前提なわけですから。

(委員長)

ちょっとその辺がずっと、ずれてきていまして、この移行を前提にして話しあっているんですけども、移行そして移行支援策をここでもう長い時間かけて話し合いましたけれども、移行するかどうかっていうその結果はこれからのプロセスであって、そこを検討会が、そのプロセスまで縛ることはできないというか、指示をすること、縛ることはできないということで、ここでの問題提議は最初の准看護師養成機関が無くなったら、看護師不足をどうするのかという、こういう強いマイナス要素に対するこれは答えであるわけですよ。だから移行を前提としてってということと、そこにこだわって移行しなければ許せないっていいですか、認められないという議論とは、この文章は直接関係はしていない。

(委員意見)

それでは、初めの2の前提が大きく崩れちゃうんじゃないですか、委員長。

(委員長)

前提というのは、何回も話していますように、支援策を講じる案をここで考えるってことをしていくわけですよ。で、それを提案するのはこの検討会の役割で、それを現実はどう実現していかれるかは、今度は行政なり、実務のプロセスになっていくというふうに、ここを切り分けないと結果に縛られて、この検討会の結論は何かこうわかりにくくなっていくということにならないでしょうか。その認識が今、いろんなご意見が出る場所じゃないかと思うんですが、前提としてというこの言葉の解釈なんですが、移行できるための環境が整わなければ、移行はしないかどうかっていうことですよ。

(委員意見)

よろしいですか。私ども初めからこの准看護師の学校を移行してもらいたいという検討会じゃなかったと思うんですよ。神奈川県の見守り教育のあり方として、まあ絞ったのは准看護師の養成を、停止っていうことになったわけなんで、それは必ずしも私はここで、その学校が全部移行しないと、県内の看護師が足りないよと言われてたら別ですけど

ども看護師養成のところは幾つか名乗り出てきていますので、できれば全部移行してもらえればいいんですけど、そこにこだわる必要ないんじゃないかな、この検討会でですね。移行全部してくださいと言ったって、それはやっぱりその施設の、考え方とかいろいろそこまで私たちは、あまりここでやる問題じゃないんじゃないかなと思うんですけど。

(委員意見)

でも准看護教育を、早期に停止する。ですけれど停止するだけけれども、3年課程あるいは4年課程を使って移行できる支援策を考えるということで、停止という形が出たんじゃないですか。

その、他の学校が出るというのは、他の学校は、別の問題ですよ、自分たちの事情があって出てくるわけですから。それをここで期待したわけではありませんよね。ですから、ちょっと違うんじゃないでしょうか。

(委員意見)

全員移行しなさいと、それは支援策をいくら講じても、できないところがあるかもしれません。ただ、このこの会では、十分支援策を講じるから停止すべきであるということになったんじゃないんですか。

(委員意見)

それももちろんそうですけど。

(委員意見)

そうでなかったら、ここで、ただ潰せばいいっていう、そういう表現になってきちゃいますよ。

(委員意見)

それはちょっとね、先生極端ですよ。ここで、私たち今までずっと議論を重ねてきてですね。准看護師のというところですね、そこを削るということはちょっと違うんじゃないかということを申し上げてですね。

(委員意見)

ただ、ですから、医療の高度化、専門化に合わないから、だから看護師教育の、あるいは、准看護師養成を停止しようという結論をここで出したわけですよ。ただ停止はするけれども、なぜならば、看護師というものがあるんだから、看護師の方に移行してもらえれば、医療の高度化、専門化に合いますという、そういうお話だったわけ



ですね。

(委員意見)

それは、開催される毎にそういう話も出てきましたけども。

(委員意見)

そうでないと、そちらに移行できなければ、単に准看護師の養成はやめるっていうことでそこで終わると。

(委員長)

このことが多分この第二次報告書のずっと意見の分かれる一番元のところだと思えますので、この一文につきましては、このため「ないものの」という、ここの一行をどうするかについては決めてしまいたいと思いますので、御意見を、多数決で決めるものかどうかよく分かりませんが。

(委員意見)

いいでしょうか。言葉を、移行なのかその確認、言葉の使い方でしょうかね。

(委員長)

停止されても、ではなくてですね。

(委員意見)

そう、ここは准看護師養成が仮に移行されなくてもとかね。そういうような不足感はないよ、というように捉えれば、私はいいのかなと。

(委員意見)

先生、それだったら、副委員長が先ほど仰ってましたけれども、正確に准看護師養成から看護師養成への移行に伴ってという言葉を確認させて使ったらどうなんですか。

(委員意見)

前提で表示するのか方向で表示するのかで、ちょっと呼び方が変わってくるんですよ。で、ただここは今、会長がおっしゃった通り、看護師課程の増員がテーマでしょう。

(委員長)

はい、そうです。

(委員意見)

准看護師の問題は、ここがテーマじゃないんですよね。要するに看護師課程の増員なんだから、このためっていうのは、准看護師養成が停止されるんじゃないくて、看護師養成課程の増員によって看護師の養成数が減少することはないっていうわけでしょう。あえてここで准看護師って言うからおかしくなってしまうんで。ここは、看護師課程の増員がテーマで看護師課程が増員されることによって看護職員の養成数が減少することはないと、言い切れればいいんであって。

(委員意見)

それだったら、前段にもうそのことを書いてあるんですよ。だから、読んでいただければ、だから削っちゃってもいいんじゃないかと私は思っているくらいですよ。

(委員意見)

だからこれは、受給見通しを説明したいから、というふうに読んだんですね。だからこのための8行って長い文章になってこれを3行で切っちゃえばいい。

(委員意見)

減少することはない根拠は300人増えるからの脈絡でしょ。だから准看護師養成が停止されてもなんて言う必要はないと私は思うんです。

(委員意見)

停止されてもって言う必要はない。逆を言えば養成課程の増員でこうなりますよって言えばいい。

(委員意見)

誤解を招くだけですから。

(委員長)

では、この「准看護師養成が停止されても」という一文を取るっていうことで、先ほど出た意見とは違いますが、他の先生のご意見はいかがでしょう。ここは看護師課程の増員の話なので、停止されてものこの一言、この移行に伴いを入れるかこれを取ってしまうか。最初のご提案通り、ただ取るかどうか。

(委員意見)

准看護師を入れるのだったら移行に伴いまでを入れて欲しいし、僕は本来は必要ないと思っております。

(委員長)

というご意見が多いようなんですが。よろしいですか。特にご異存がなければ。他の先生、いかがですか。

(委員意見)

私はあの、ここの脈絡からいくと、入れる必要はないと思ったんですけど、ただ先ほど、准看護師課程の必要性というところで、人数のことを言われるっていうんですかね、質問される場所の答えとして、こういう部分っていうのが、質疑の中であったっていうところの内容はどこに入るんだろうと思って。それは入れなくてもいいんですか。看護師養成の増加に向けた取り組みとしてはもうこの、先ほど先生が仰ったように、ここに准看護師の停止されてもっていうことは入れる必要はないと私は思いました。ですけど、先ほど言いましたその准看護師の、養成っていうところの、必要なんだっていう意見がありましたよね。その中に、先ほど委員が仰ったように、数が足りないからっていうね、質問があるわけですよね。そこのところの要素っていうのは入れる必要はないのかなっていうのはちょっと。今考えてたところでしたけど。内容的には入れなくてもいいんじゃないかなというふうには思いました。

一番ではできるだけ、今ある准看護学校を継続して、課題というものを明らかにして、それを県が、それを具体的に検討を加えて可能な限り、支援策を講じて欲しいですってこの検討会では言いたっていうことですよ。そしてさらに、看護師も足りないんだから、看護師もどんどんもうちょっと、追加で増員をして欲しいという内容なので、それはそれでいいのかなっていうことを思いました。

(委員長)

じゃあこの、「准看護師養成が停止されても」のこの一言といいますか、この部分を取るということでのご意見だと思いますので、これで特にご異存がなければ、この部分は削除させていただくということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

他にご意見がありますでしょうか。

この文章で全部なのか。「このため・・・ないものの」まで取るか、「准看護師養成が停止されても」だけとるかということがありますね。

この「准看護師養成が停止されても」だけを取ればいいですかね、最初のご提案通り、この前からのつながりもありますしね。

いいでしょうか、それで。

(委員意見)

わかりました。

(委員長)

はい、ありがとうございます。

他の部分についてのご意見、そろそろ時間きてしまったのですが。

(委員意見)

先生、ここの最後にその県の養成施設も見直して、もっと県がもっと増員数を増やすべきだっていうのって、やっぱりそうなんですかね。80名って、120名にしろっていうことですよ、言ってみれば。裏を返すと。

(委員長)

まあ、一気にそれだけ増やすかどうかっていうのは予算とか設備の問題がありますので。

(委員意見)

具体的に言うと専門学校なので、専門学校は40名クラスだから、120人っていうことなんですよ。大学はまた違いますけど。そうすると40名を120名にしようっていうこと、私たちが、ここで言い切っちゃっていいものなのかなって、ちょっと私も専門学校にも居たことがあって、そういう意味では簡単に40名を県レベルで。

(委員意見)

検討していただければ。

(委員意見)

検討だからいいんですかね。

(委員長)

この県立大学、専門学校っていうこの括弧の中を取りますか。養成施設での定員増にしておきますか。

(委員意見)

120名にするっていうのは、質が結構低くなっちゃうんですよ、やっぱり。

(委員長)

施設から変えなきゃならなくなるから。

(委員意見)

はい。なので、それをこっちから言ってもいいものなのかなと、私もちょっと考えるところなんですけど。検討して欲しいとは思いますが。

(委員意見)

県はその辺、指導はしていないんでしょうか。

今ちょっと別の学会に行って、ここの25年から27年までの民間ベースの、開校する所の方とお二人会いましたけれども、100と言ったけれども、やっぱり80。

(委員意見)

専門学校だと40人単位なので。ぎりぎり80というところに来た、やろうとしているという話でした。

最初決めてみたいけど、現状は違うんでしょうか。

(委員長)

これ括弧の中取ってもいいですか。120って言われるとちょっと。

(事務局)

それは40の倍数って形の中でのお話だと思うんですけど。

(委員意見)

でも100であれば100でいいんですか。

(事務局)

100は、ちょっと……。40の倍数ですので。

(委員意見)

そうですね。だからちょっと100は難しいから、120だと3クラスの対応になりますね。80に落とすというようなことを言っていましたから、それを4の倍数ならいいから120ならいい、っていうことですか。

(事務局)

120はだめというわけではないかとは思いますが、はい。

(委員長)

いいですか、残しておいて。県立、看護専門学校もいいでしょうか、はい。  
では、他のところでご質問ご意見ありますでしょうか。

(委員意見)

4 ページの、あの潜在看護師の再就職支援のところ、いいでしょうか。

(委員長)

はい、お願いします。

(委員意見)

2、4、5、県ナースセンターの登録を促進し、って言うんですけども。今ですね、ナースセンターの事業は、求職相談と求人相談と、就業中の相談と調整と、進路相談と、看護フェスティバルということであって、登録については、行ってないんですね。だからもしですね、こういう言葉があるならば、県と、県のナースセンターと、独自のあのメニューの中に今、促進と言っても枝がない。この促進とは、何を言ってお書きになっているのかなってのが、これナースセンターを抱えてる立場でちょっと確認ということで、お尋ねしたいんですけども。

(委員長)

いかがでしょうか。

(委員意見)

登録は、始めるんですね。

(委員長)

新たに始めるってことでしょうか。

(事務局)

そうです。今、潜在の看護師さんの所在自体が掴めてないのが、その潜在、そこが出發点の課題だということから、新たにその退職時に、まあアイデアとしてはそのナースセンターに登録をしていただいて、定期的に再就職の、あるいは随時必要に応じて、再就職に必要な、情報提供ですとか相談につなげていく、そのとっかかりをつけることが必要なんではないかということで、書かせていただいています。

(委員意見)

そういう意味での登録、まだその、個人情報とか色々あるわけですよ。そうすると、

これはナースセンターがやるというよりも、県と、県がなされるなり、リード的に特別なメニューとして、神奈川県センターとして特別メニューとして、今までどこでもされていなかった事を、ひとつのモデルケースだか、何か先進的な県として、やっていくんだよ、という書き方ならば、私は納得なんですけれども。今、あたかもあるような流れ方をされると、ちょっと違うなという感じがしたので。

(委員意見)

おっしゃるように、新しい取り組みとして、イメージを考えております。

(委員意見)

登録制度を設けるとかね。

(委員意見)

あ、促進という言葉ですね。

(委員意見)

促進と言うと、あるものを更にとというような感じで受け止めたものですから。

(委員意見)

登録制、登録を行いとか、創設し、という趣旨ですね。

(委員意見)

創設というふうにお書きいただければ、ああ、そうかなって。一歩も二歩も前。

(委員長)

新規性が出てきますよね。

(委員意見)

潜在化が、顕在化になってくるかなっていうような。

(委員長)

県ナースセンターへの登録制度を創設するなど、でよろしいでしょうか。

(委員意見)

そのページでいいですか。4 ページの、最後の 3 行なんですけど。いわゆるあの、

地域のステーションや、施設への就業支援策についても検討する必要がある、という報告、この3行が一番なんか簡単に、他は何々等、そういう策を、と書いてあるんですけど、残念ながらこの3行は何も書いていない。

(委員長)

先生に具体的にこのアイデアをいただきたいということだと思います。

(委員意見)

一つはその今まで、潜在看護師が十分掴みきれてないっていう問題があるので、潜在看護師がどういう就労形態を求めているのか、ちょっと調べたいなっていう。そこがないと、なかなか難しいかな、というのが一つあります。ですから、考え方としては、潜在看護師の希望する多様な就労形態に合わせて、訪問看護ステーションや福祉施設が柔軟な雇用形態のルールを作り上げる。そういう検討をして欲しいと。というのは、訪問看護ステーションや福祉施設というのはあんまりその、1日8時間とかあの夜間だとかっていう縛りが無い。意外と労働時間がフレキシブルに設定できるはずなんです。だから、そういう仕組みも示してあげなきゃいけないし、またその潜在看護師さんたちが、どういう子育てをして、今やっと学校行ったとか、保育園に入れたとかという、そういう環境の中で、どういう雇用形態を求めているのか、その辺の実態も実は検討してもらわなきゃいけない、実態調査も検討してもらわないと。その結果に基づいて、地域の福祉施設なんか、そういう多様な希望に合わせた雇用形態のルールを作り上げていく。そういう検討をしたいっていうことを示していただかないと。なかなか具体の検討に入ってくれないのかな、と思いました。

(委員長)

そうすると、先生の今のご意見は、(5)の後半のまたという、この後どんな提案ができるか、具体的な支援ができるかということに関わっては、まずどんなニーズを持っているか。どういう就労形態なら、就業したいと思うかというような実態調査が必要ってことですね。で、実態を把握するとともに、ただその対象者がなかなか把握できないっていう困難さもあるけれども、何故就業しないかの実態調査を含めのような一文を入れて、いいでしょうか。ちょっと抽象的ですが、もう少し何かご意見を。

(委員意見)

いやまだ、実態がつかめてないから、難しいと思うんです。ただ、あのそういう、就労を望む形態は分かれば逆に今度は、検討課題として福祉施設などがそういうフレキシブルな雇用形態のルールを作り上げていかないと、マッチングしないですよ。だからその、マッチングをしっかりできるような、就業支援策、それがあの事業者側にも求め



なきやいけない。そういう検討をしてほしい。

(委員長)

そういう一文を加えるということについて、いかがでしょうか。ニーズに沿ったきめ細かい、効果的な、再就業の支援をしていこうという、これはこの次のモデルにも関わってくる場所ですので、そのような文章を入れるということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

そろそろ、終わりの方に入っていきたいのですが。

(委員意見)

すいません、戻るんですが。あの私の勘違いだったようなんですが、2ページの一番下のところで、そのIT技術を活用した教育システムで、この専任教育になるための二つ目で、大学を卒業していてなお、教育科目ですか、を4単位取れば、教員になれるっていうように思っていたんですが、この文章はあくまでも、在学中に教育科目をとって卒業したものに関してっていう展開になっているので、そうじゃないとだめなんじゃないか。多くの方は、恐らく卒業してから何らかの大学の資格を取ってる人たちが、大学で、科目履修等で4単位教育を取れば、よろしいのかなと思って、現実にはそちらの方が、ニーズが高いのかな、と思っていたんですが。この文章の書き方は、違いますよね。

(委員長)

その辺は卒業が要件になってるんです。

(事務局)

お答えいたします。これはここに書いてある要件が正しい文言でありまして、4単位だけを履修すればいいというものではないんですね。それで大学において、この教育に関する科目を4単位を履修し、卒業しているということがまず前提になります。それで大学院等で例えば、合わせて4単位教育に関するものを取っていれば、それに関しては履修のみで、よろしいんですけれども、この通りになります。

(委員意見)

そうすると、あくまでも卒業要件なんですね。後から追加は、だめ。例えば大学でも教育を取ってなくて看護系の大学を出てる人、いると思うんですが、その人が4単位科目履修で取ったとしても、それはだめだってことですよね。

(委員意見)

そうですね、はい。

(委員長)

履修して卒業すること、に文章をつなげておきますか。

よろしいでしょうか。

(委員意見)

ちょっとよろしいですか。3ページの、実施受け入れの支援のところ、1、2、3段目、また、ってところですね。その様々な実施受け入れに対する支援が書かれていて、前段のアドバイザーの件は、大変いいアイデアだな、というふうに思っておりますが、アドバイザーを派遣したからと言ってやはりあの、実習病院の中での教育担当者の配置が無くなるわけではないわけで、今この問題、非常に大きい負担になっているというのが実態でございます。と言いますのは、ご存知の通り、基準看護人員から外さなきゃいけないわけですね。で、この一人が非常に、恐らくあの、病棟に一人ぐらいはいるんじゃないかと思うんですけども、病院にとっての大きな負担となっています。そして、これへの補助、今支援を行っていると書いてあるんですけど、前回発言させていただいたように、一昨年から比べれば6分の1ですね、確か減額されているわけです。ですから、何でも言っているということであればですよ、この支援を強化するとともに、というふうにさせていただいた方が、私は、大変病院にとっては励みになるんじゃないかと、この支援を強化するとともにというふうにさせていただいた方が、私は大変病院にとっての励みになるんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

(委員長)

行っているかを強化するとともに。これは、いかがでしょうか。ご異存は委員の方にはないかと思えます。よろしいでしょうか。強化するとともに、にさせていただきたいと思えます。

ありがとうございます。

その他に何かご意見ありますか。よろしいでしょうか。

(委員意見)

最後のこのまとめのところ、終わりにのところ5ページになってしまうんですけども。県にお聞きするんですけど、第7次の看護職員需給見通しでは、ということで、第7次のときに、先に言えば、第6次のときに、平成22年は、供給見通し75,036となっているんですが、第7次の時に見ると23年は59,110しかないんですよ。だから、2万足りなかったわけですよ。実際には。そして、今度27年ということになって、そして供給数が、需要と供給の間が27年だと、79,340ということで、このわずか、4年の間にここに書いてあるように2万人増加するというようなことになるように書いてありま

すけれども、前の 6 次の時に、2 万人結局増やすと言ったけど、増やせなかったんですよ。で、今回増加と言っても、学校ができて 300 人増えて、そして離職その他が 1%ずつ、減るという見通しだから、全くの見通しだからいいといえいいですけれども。もう、現状までの間にはとても 2 万人は、いつもいつもそうですけれども、第 6 次の前もあったけれど、2 万人とか 8 千人とかっていう増加、現状見込まれなかったわけですから。もう少しこのところは、2 万人増加する、非常に大変な立派な数字すぎるんじゃないかっていう印象が、あるんですけれども、いかがですか。

(委員長)

先生は前からそのご意見を出してくださって。

(事務局)

私どもとしては、あくまでも第 7 次需給見通しのお話をさせていただいておりますので、まあ、2 万人増加する見通しとなっているというのも事実でございますから、その受給見通しが達成できるかどうかをここで述べているわけではない。だからそれに、ここで言っていることは、今回看護師の、就業看護師増をご検討いただいているわけですから、達成すればいいなという。

(委員意見)

見通しだから、よろしいんですけども、全く達成はされなかったんですよ。ほとんど。59,000。

(委員意見)

補足的にちょっと。発言させていただきたいんですけども。ここは厳しく僕は見えておいた方がいいかなというふうには思っているんですけども。それはなぜかという、高齢化のピークはこれからですよ、25 年と言われてますけれども、年間亡くなる方が 100 万人から 140 万人まで増えるっていうふうには言われてるわけですよ。どこでなくなるのか、様々なところあるけれども、やはりその亡くなる時看取る、その現場にやはり看護師さんがいる可能性が高いわけですね。ですから、そういったことを考えると、これからかなり見込みはですね、厳しい方向に向く可能性もあると私は踏んでおいた方がいいだろうと思いますので、少し楽観的な記載は少し厳しく、方向転換しておいた方がいいのかなというふうに思います。

(委員長)

いかがでしょうか。ここは、ただまあ書き直すほどでもなく、この検討会の見通しに何か私たちがクレームを言う立場でも無いので。

(委員意見)

意見だけです。

(委員意見)

見通しに少しでも寄与したいという、意向表明。

(委員意見)

だから、一人でも二人でも増やして欲しいと思う。

(委員長)

以上ですが、いくつか細かい修正がありましたが、最初の移行についての 1 番のところが、少し文章が変更がある可能性があります、一応これこまでで第二報告案についてはご意見いただきましたので、これで今日の議論を踏まえて、修正をして第二次報告としてまとめたいと思います。で、これについては、これから月末までに二次報告書の形にまとめることになっておりますので、その進め方について、進め方をご説明いただけますでしょうか。

(事務局)

はい。当初の予定で、今月中にという形のなかで二次報告をまとめていただくことになっておりますので、今日頂戴したご意見を踏まえまして、私のところで修正をさせていただきます。また冒頭の部分は、その小田原の方の確認というところもございまして、それをさせていただいたうえでですね。あとはまたご相談なんですけれども、委員長の方にお示しして、委員長の方の判断で、これでいいということで、一任という形でよろしいならばそういった形でさせていただけたらというふうに思っておりますけれども。

(委員意見)

よろしいですか。非常に大事な部分なので、我々委員の確認をやっぱり踏まえて欲しいなというふうに思います。

(事務局)

私どもの希望といたしましては、そういった形で進めさせていただけたらなというふうには思っております。

(委員意見)

細かい文言については委員長に一任でもう、タイトなので、お願いしたいと思います。

(事務局)

問題は、第一番のところですよ、多分、先生がおっしゃっているのも。

(委員長)

では、細かい文言のところはみなさんご異存がなければ、今の合意に基づいて修正をするということで、一番のところの文章を一度修正していただいたものが、小田原からいつ確認がくるかにもよりますが、来次第まとめていただいて、一度メールで皆さまに見ていただいて、それで9月末までにはとにかくまとめるということを前提にして、ご協力いただいて、検討会として責任を持ってまとめていくということによろしいでしょうか。小田原さんから間に合うようにご協力ください。ではちょっと日程が詰まっておりますが、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

## 2 看護教育の神奈川モデル構築について

(委員長)

では大分時間が踏み出してしまいまして、早めにご退席の方もいらっしゃいますので、議題2の方を、早速入らせていただきたいと思います。2の方は今回とこれからのあと2回の検討会でまとめていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(事務局より資料説明)

(委員長)

資料を準備していただきまして、柱を3つ立ててありますので、それに沿って提案事項を整理して、資料を添付してござっております。今日は時間が少し迫っておりますので、全体的な枠組みとか、項目の配置とかその他ご意見をいただきまして、次回と次の回で、それぞれ順に検討を詳しくしていきたいと思いますが。全体的な今のご説明について、何かご質問とかご意見はありますでしょうか。

(委員意見)

よろしいですか。

(委員長)

はい、どうぞ。

(委員意見)

最初のページですが、目指す姿に向けた具体的取り組みの次の行で、医療の高度化・専門化等というところに、これですとやっぱり病院医療のことだけがイメージされてしまいますので、どういう文言が良いか、さっきから考えあぐねているのですけれども、人口の高齢化とするか、在宅医療というような言葉を入れるか、厚労省でもその方針として在宅医療ということを非常に強く打ち出していますし、他の国々の看護教育では、在宅医療を非常に取り入れているので、何か言葉にはまったくこだわりませんが、病院だけに特化しないような形、をお考えいただけるとありがたく。

(委員長)

前回のご発言でもありましたが、ここが病院だけにとらえられないような、看護職が働く広い、これからの方向が入るような内容にしたいと。何かこれに関して、具体的なご提案とか、言葉の詳細については次回以降もまだ時間があると思いますが、何かご意見とかありますか。

(委員意見)

社会のニーズとか、何か考えたんですが、少子高齢化医療の高度化等に、いいのかなとか。何か総称した言葉にするか、具体的な方がいいのかどうなのかと思って聞いていました。

(委員意見)

この実践力を伝えられる教員の確保育成についてっていう、2番目の大きな枠組みなんですけど、今あの厚生労働省からも教員の教育ということを、県単位で考えなさいというようなことが指導されておまして、連絡協議会とそれから県の方の実践教育センターの教員養成課程の先生方と、県の大学の方からも来ていただいたりしながら、独自の神奈川モデルじゃないですけど、そういうのをこう、まあ専門学校が中心になると思うんですが、そういうものを作った方がいいんじゃないかということで、今検討しているところなので。そういうところが、教師教育というか、継続教育というか、そこが実践教育センターの繋がりで、こう、継続教育が、なされるっていうのは、非常に大きなモデルになるんじゃないかなというふうに考えておまして、今取り組んでいるところなので、是非ここにも反映させていただけたらというふうに思っています。

(委員長)

教員の課程のコースを神奈川県の実践教育センター、大学で持っているので、そこで現任の教員についても、力を充実させる研修が組めないかと、そういうことですね。

(委員意見)

今でもやっているんですけれども、それをさらに強化する。

(委員長)

大学の教員もこれが必要と言われているんですよ。

(委員意見)

まあ、国立大学病院を持っているところは、国がかなり助成を出して、10 幾つぐらい進んでいるのかな。

(委員長)

国立病院系の大学ではということですか。

(委員意見)

格差が。

(委員意見)

すいません、小さなことで。この資料 2 の裏側、多分これ前回、前の資料にあると思うんですが、えっと 1 枚目があって 2 枚目は具体的にどうなっていくのかなと思った時、1 番上の長丸のなかに書いてある看護教育で目指すものの、1、2、3 の文言の 1 が、リアリティショックを防ぐための、と書いてあるんですが、それを遥かに超えて、臨床実践力ってこと言ってるので、リアリティショックを防ぐための、は取った方がいいんじゃないですかね。あとは全部なしで展開しているのです。

(委員長)

今の資料 2 の裏側の参考というところの、一番上の長い円の①のリアリティショックを防ぐためのは、取ってよろしいでしょうか。もう、1 年目の人だけでなく全体的に、ということ。なんか、どこかへこれ出したかもしれないんですけど。いいですか、段々、少しずつ変わっていくということ。

他に何か全体でも、各個別のところでも、ご意見ご質問がございましたら、お願いいたします。

(委員意見)

いいですか。参考資料のところ、看護教育で目指すものっていうところの 3 番目の、卒後教育を視野に入れた実習指導体制の整備というところで、先ほど先生からお話が出ましたけども、病院が実習を受けたり教育するときに、非常にお金掛かっちゃうんです

よね。で、今まででしたら、私ども実習を受けていてですね 4,500 万実習費が入っていたんですね。で、この前から 40 万円位になっちゃったんですよ。だから、その辺のところはやっぱりきちっと、見ていただかないと、なかなかあの、それなりにやっていける病院はいいんですけど、中小病院でこれから実習を受けるところとか教育するところ、とても厳しいのかなというふうに思いますので、この全てがですね、学校の教育まではできてるんですけども、やっぱりやれない、地域、これから在宅に向けてとか地域のほんとに医療を一生懸命やっているところにですね、何らかのあれが神奈川モデルとしてですね全てやはり、いい医療と看護を提供しなければいけないところを、できれば盛り込んでいただいて、是非補助金をですね、6 分の 1 じゃなくて、少しはしていただくと、いいのかなというふうに思います。

(委員長)

皆様の強いご意見のようですので、盛り込ませていただいて、どこへ盛り込めばいいんでしたか。卒後教育だけの体制の整備のところでしたか。

(事務局)

あの、先ほどの議題 1 の方でも同じお話いただきましたので、そちらにも入れさせていただきますけれども。教育の方にも、ということでございますか。

(委員長)

教育を充実するための支援、同じことを両方に書いても、もした携わっていただけようなら両方に効果があるということで。

他に何か、ご意見はありますか。

(委員意見)

2 の、登録、専門看護師さん、認定看護師さん有効な人材活用っていうところですけども、現在学校教育、大学関係で講師としてお願いしている、神奈川県で実績はどれぐらいあって、だから効果があがっているの、こういう方々にも、例えば当協会、ファースト、セカンド、やっていますし、緩和ケアもやっていますからそういうところにメニューとして動機付けのようなものを行っていることも神奈川のひとつのメニューになっていくのかな、っていう感じがするのでちょっとお尋ね、効果をあげていってご努力いただいているのをお示しいただくと、なんか、ああそうかっていう、感じがして現場で、大学とそのほか。

(委員意見)

えっと北里大学は、北里大学病院が、多分日本で一番専門看護師が多いと思うんです



が。なので学部大学院の授業には、かなり参入していただいでいて、臨場感溢れて、専門看護師の方たちも、教育の機能を持っているのと、それから5年毎に更新していくのに教育をしているかどうかも重要なんで、お互いにメリットになるし、学生にとってはやはり非常に、良いというような授業評価はいただいでいるので、かなり授業には大学側にお入りいただいでいるのと、また、実習に行ったときに、実習指導者とは別の役割を担っていただいで多分それが、大学においては、まあこの臨床との連携の中の方法として、大分大学が取り入れだしていると思います。認定の方に関しても、やってらっしゃることが非常に具体的なので、その特化した内容に関しては、お入りいただいでると思います。一番は向こうも更新に役に立つというところで、あまり負担なくお引き受けいただいでますが。まあただ、組織をまたがると、非常に難しいところなんですけども。

(委員長)

大学院にはかなりたくさん来ていらっしゃるんですね。学部にもかなり今、授業に来ていただいでるところが多いんじゃないかと思います。

(委員意見)

私のところも、かなり連携してやってますね。それから、うちの学校もそうですけど、卒後教育のところも川崎でやってるんですけど、そこにも川崎の看護師さん来てもらったり、専門看護師の方も来ていただいたり、その方にとっても、プラスなんですよね、点数があれなので。今はその活用っていうのは、お互いにメリットが大きいかなというふうに思って、この実践力の強化のところは。それで神奈川結構多いですよ。取ってらっしゃる方が多い。実践センターがあるので、結構取ってる方が多いと思います。

(委員意見)

そういう方が多い病院は、離職者も少ないというか、動機付けで、その姿を見ながら学び取って、目標のようなものがあって、悩んでいる人達が、「あ、あそこにある」っていう感じでステップするんです。病院全体、施設全体がそういうものに、コースにへだしていただけるといように、きちんと整っている。

(委員意見)

システムを作った方がいいですよ。教育に関して。

(委員意見)

すいません、細かいことで。先ほど先生の話をお伺いでいて、そのユニフィケーションのところでも、もしかしたら神奈川モデルでも検討されているかもしれないんですが、結構その期間の雇用の給与であるとか、退職、日本の独特な雇用制度からなかなか違う

組織体で、どこまで現実にユニフィケーションが進めていけるか、っていうのが。ちょっと、そういうことも入れた方が、いいのかなって思います。

(委員長)

ありがとうございます。壁がいくつか、ユニフィケーションにも、雇用とか処遇、給与の継続性とかそういうことについても、触れていく必要があるでしょうけれども。その他に何か、ご意見がありましたら。

(委員意見)

今の件なんですけれども、県立とか母体が一緒だったらいいんですけどね。そうじゃないところに行くっていうのはですね。やっぱりこれは、この会が進めていっていいのかどうかわかりませんが、医師会、病院協会、看護協会、あるいはその学校関係者と、どこかでこういう会を持たない限り、例えばあの、海外にあるときはですね、自分のところの職員として、全て面倒を見ながら、前年度の給与を出してっていうようなことを今まで私どもは、やってきたんですね。だから、その臨床から教育のところに行くときに、やっぱり実習の関連じゃないとやれないだろうなと思うんですよ。だから例えば、横浜市、じゃなくて横浜市病院協会だったら病院協会の実習病院の中で、足りない時にどうするかとか、お互いにその辺は取り決めをして、ただ身分の問題だと雇用って難しいですね。その辺を何かいい方法があれば神奈川モデルで、お互いに困らなくていいのかなっていうのと、もう一点ですね。意外と看護職って病院は分かるけど、在宅とか老健とか分からないんですよ。だから、私はそういうところの、年に何回かですね、行き来するような、本当に医療機器がなくても看護をやれるんだよっていうところを、見せるとですね、離職とかあるいは本人たちが辞めなくなったときに、そういう施設を選ぶんだらうなっていうのがあってですね。というのは、脳外で長く居た看護師がですね、老健で働きたいと言って大学院に行ったんですね。で、とってそれは良いことだと言ったんですけども、意外と病院で働いている人っていうのは、井の中の蛙で分からないんです。だから、高度ばかりがいいんじゃないで、いろんな施設に行き来できるような、教員もそうですけどそういうことを神奈川モデルで。ただ、患者さんに触っているのか、どうなかっていうような諸々ですね。検討して、進めるのも一つの方法じゃないかなっていう、提言です。

(委員長)

ありがとうございます。是非、次回以降忘れないように記録しておいて、教育を含めた大きな、広い異動と申しますか、自分に適した場を選んでそこで仕事ができるっていう流動性が出てくるといいでしょうか。それについては、次回以降また少し詳しく、これも含めて検討していければと思います。

いかがでしょうか。そろそろ、時間が来ましたので、今日のところは、この辺りまでにさせていただきますして、今後、次回と次々回について具体的な検討を更に進めて行きたいと思います。

○ 議事 3

(委員長)

それでは、その下、2の方はこれで終わります、3のその他に移らせていただきますが、事務局からございますでしょうか。

(事務局)

今後のスケジュールのことを少しお話させていただきたいと思いますが、今日の第二次報告案につきましては、先ほど申し上げたような形で、一応予定、早々にできるだけ早く意見照会させていただきたいと、いうふうに思って、今月中にはまとめさせていただきたいと思っております。それから、この委員会ですけれどもあと第9回、10回と、あと二回残されておりますので、来月の下旬頃ちょっとまだ日時、場所決まっておりますが、来月の下旬頃に第9回を行いまして、もうその時には今日の議題の二つ目の方ですね、そちらの方をさらに詰めていただくと。で、次の第10回の、最後になりました、予定では11月の下旬を予定しておりますので、そこで最終報告という形での案を提示できるような状態にして、それをベースにして第10回はご議論いただいて、そして12月頃ですか、最終報告としてまとめていただいて、知事の方に出していただくと、というような形で考えておりますので、そうなりますと今日の第二番目の議題の方の部分のですね、意見がもっといただきたいもの

ですから、大変勝手なことを申し上げて申し訳ないんですけれども、メールなり、ファックスなり電話なりでですね、事務局の方におっしゃっていただいて、でそれをまたさらに、次回の9回の時に盛り込んだ中でですね、またご議論を深めさせていただきたいと思っておりますので、ご協力の程、よろしく願いいたします。

事務局の方からは以上です。

(委員長)

ここまで、枠組みを作っていただきましたので、是非、先ほどそれぞれご発言いただいた内容につきましては、お忙しいでしょうけれど、更なるご意見、情報、資料を事務局の方へお寄せいただくようお願いいたします。

それでは、これでよろしいでしょうか。では、今月中に第二次報告書を完成するという方向で、皆様には是非ご協力いただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。今日はどうもありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。

次回の日程については、また別途ご相談、調整させていただきます。速やかにご連絡  
申し上げるように注意いたします。よろしくお願い申し上げます。

場所は、すみません、日にちをまず決めさせていただいてからです。申し訳ありませ  
ん。ご要望ありますか。よろしいですか。

#### 4 閉会